

出産

両親のどちらかが日本国籍を持つ場合、その子どもは日本国籍を取得することができます。

なお、自分の国の在日外国公館（大使館）にも届け出をしましょう。

各手続きには期限が設けられていますので、遅れないように手続きを行ってください。

もっと見るリビングガイドブック <https://www.fcif.or.jp/information/living/pregnancy-and-birth/>



出生後14日以内

出生届（バースレポート）

市／区役所

■ 必要項目

- 出生届
- 病院発行の出生証明書
- 母子健康手帳（母子健康手帳）
- 両親のパスポート
- 申請者の在留カード
- その他、市町村役場から要求される場合がある。

*申請により、小児医療証、児童手当の支給を受けることができます。

出生後30日以内

在留資格の取得

入国管理局

両親とも外国籍で、赤ちゃんが60日以上日本に滞在する場合は、30日以内に入国管理局に在留資格の申請をします。

■ 必要項目

- 申込書
- 出生証明書（出生届受理証明書）
- 住民票
- 両親のパスポート
- 両親の在留カード
- その他、入国管理局によって要求される場合があります。

もっと見る

<https://www.isa.go.jp/en/applications/procedures/16-10.html>

本国での出生届

大使館/領事館

出生届は国によって手続きが異なりますので、大使館・領事館への確認が必要です。

各国の大使館・領事館一覧は、下記外務省のホームページでご確認ください。

在日大使館/領事館

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>